

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年5月26日	
【会社名】	アストマックス株式会社	
【英訳名】	ASTMAX Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本多弘明	
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目10番2号	
【電話番号】	03-5447-8400(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 西 潟 しのぶ	
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目10番2号	
【電話番号】	03-5447-8400(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 西 潟 しのぶ	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	156,100,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	700,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2025年5月26日(月)開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分(以下、「本第三者割当」といいます。)であります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 当社と割当予定先であるヒューリックプロパティソリューション株式会社(以下「ヒューリックプロパティソリューション」といいます。)は、2025年5月26日付で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)の締結を予定しております。
- 4 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	700,000株	156,100,000	
一般募集			
計(総発行株式)	700,000株	156,100,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
223		1株	2025年6月12日		2025年6月12日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込方法及び払込方法は、本有価証券届出書の効力発生後において、払込期日に下記申込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
- 4 本有価証券届出書の効力が生じない場合には、本自己株式処分は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アストマックス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂1-2-3

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
156,100,000	2,000,000	154,100,000

- (注) 1 新規発行による手取金の額は、有価証券届出書においては本自己株式処分による手取り金をいいます。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3 発行諸費用の内訳は、弁護士費用及び有価証券届出書等の書類作成費用等です。

(2) 【手取金の使途】

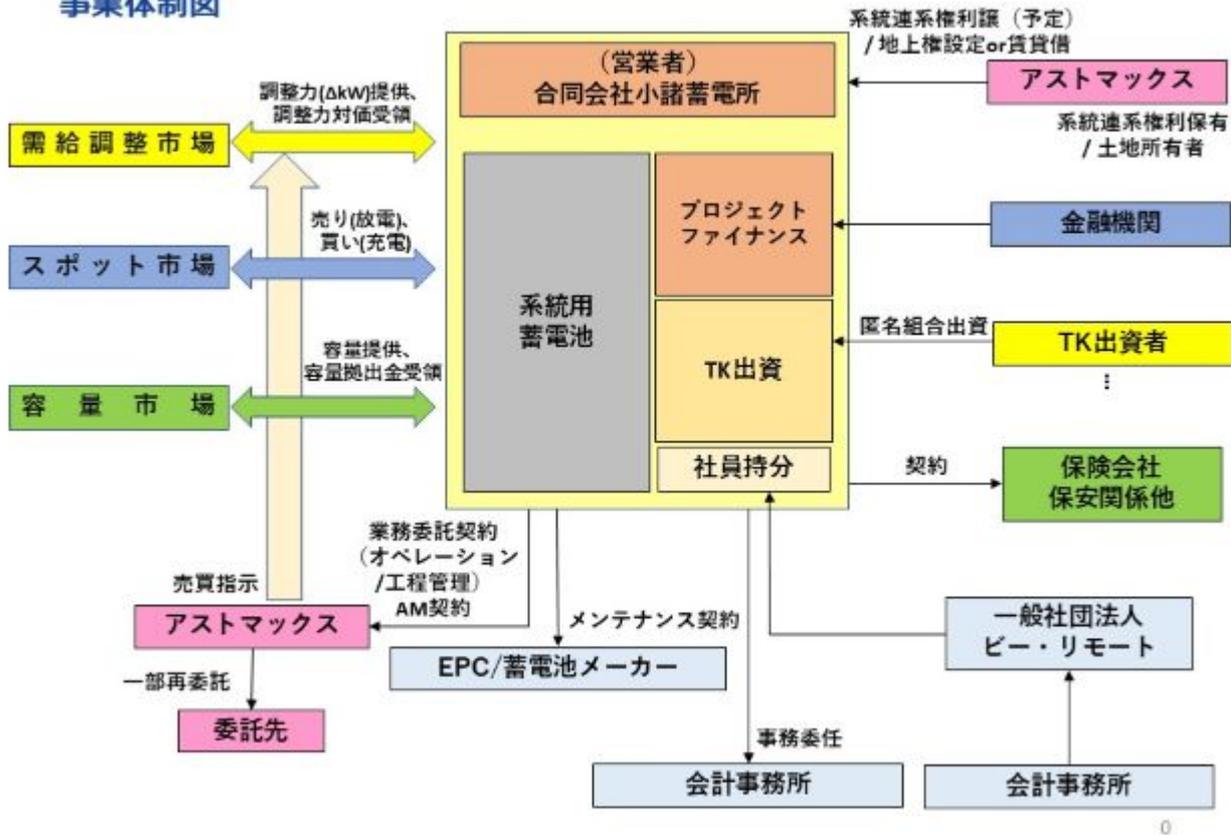
上記の差引手取概算額154,100,000円は、当社が長野県小諸市にて開発を進めている系統用蓄電池事業（以下「本事業開発」といいます。）の開発資金の一部として、その推進母体となる合同会社小諸蓄電所に対して行う匿名組合出資に充当する予定です。

具体的な使途	金額	支出予定時期
系統用蓄電池事業の開発資金の一部に充当 (合同会社小諸蓄電所への匿名組合出資)	154,100,000円	2025年6月

本事業開発に係る匿名組合出資者は複数名を予定しており、有価証券届出書提出日現在、本事業開発のアレンジャーである当社が中心となって匿名組合出資者と匿名組合出資金額に関し協議中であり、またファイナンスについては借入金額につき金融機関と協議中であります。アレンジャーである当社の匿名組合出資金額は5億円を上限とし、差引手取概算額をその一部として充当する予定です。匿名組合出資の時期については、2028年4月運転開始を想定し、2025年6月を予定しております。

なお、当社の匿名組合出資金額が差引手取概算額を下回る場合は、電力取引関連事業等の運転資金に充当する予定です。

事業体制図



第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社の主要株主かつ筆頭株主である株式会社大和証券グループ本社(以下「大和証券グループ本社」といいます。)は、大和証券グループ本社が保有する当社普通株式1,662,500株の全て(2025年3月31日現在の発行済株式総数13,160,300株に対する所有割合12.63%(小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合について同じ。))をヒューリックプロパティソリューションに対し、市場外の相対取引により譲渡する旨の契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。)を2025年5月26日付で締結し、当社普通株式の売出し(以下「本売出し」といいます。)を行います。

本売出しが実行された場合、ヒューリックプロパティソリューションが保有することとなる当社普通株式の数は、本自己株式処分により取得する700,000株と合計し2,362,500株(議決権数23,625個)となり、当社の2025年3月31日現在の発行済株式総数13,160,300株に対する所有割合は、17.95%となります。

(1) 本売出しの概要

売出株式の種類及び数	普通株式1,662,500株
売出価格	1株につき223円
売出価額の総額	370,737,500円
売出株式の所有者及び売出株式数	大和証券グループ本社 1,662,500株
売出方法	ヒューリックプロパティソリューションに対する当社普通株式の譲渡
申込期間	2025年6月12日
受渡期日	2025年6月12日
申込証拠金	該当事項はありません。
その他	該当事項はありません。

(注) 売出価格は、本自己株式処分の発行価格と同額であり、当事者間の協議において決定されております。

(2) 本売出しにより株式を取得する会社の概要

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」をご参照ください。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	ヒューリックプロパティソリューション株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 浦谷 健史
資本金	50,000,000円
事業の内容	建築工事の企画、設計、査定、発注、監理及びコンサルティング業務、自然エネルギーによる発電事業並びに電気の供給販売等に関する事業
主たる出資者及びその出資比率	ヒューリック株式会社 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	当社は、同社との間で、業務委託契約を締結し、同社の小売電気事業にかかる業務代行を行っております。また、当社は、同社との間で、2025年5月26日付で資本業務提携契約の締結を予定しております。

(注) 当社との関係の欄は、本書の日付現在におけるものであります。

c. 最近3年間の経営成績及び財政状態(百万円)

決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
純資産	668百万円	1,093百万円	1,308百万円
総資産	1,028百万円	1,567百万円	1,801百万円
1株当たり純資産(円)	334,157円25銭	546,839円40銭	654,193円11銭
営業収益	2,390百万円	3,603百万円	4,029百万円
営業利益	150百万円	662百万円	580百万円
経常利益	152百万円	663百万円	582百万円
当期純利益	87百万円	460百万円	401百万円
1株当たり当期純利益	43,667円30銭	230,382円15銭	200,853円70銭
1株当たり配当金(円)	22,300円	111,200円	175,500円

d．割当予定先の選定理由

当社は、2021年11月25日に開示を行った中期ビジョン2025に基づき、総合エネルギー事業への転換を図り、電力取引関連事業（電力運用代行業務/電力卸取引業務）、電力・ガス小売事業、再生可能エネルギー関連事業を中心に展開し、着実に事業規模の拡大を進めてまいりました。

ヒューリック株式会社並びにその子会社及び関連会社（以下、総称して「ヒューリック・グループ」という。）は、再生可能エネルギー事業において、非FIT太陽光発電所開発及び小水力発電開発を進めており、ヒューリック・グループ内の小売電気事業を通じて再生可能エネルギー電力の供給を行っております。

当社は、ヒューリック・グループとの間で、ヒューリック・グループの小売電気事業にかかる業務代行に関する業務提携契約を締結しておりますが、ヒューリック・グループと当社並びにその子会社及び関連会社（以下、総称して「当社グループ」という。）が、それぞれ有する専門性及び経営資源を相互に活用することにより、電力事業等を発展させることを目的に、ヒューリック・グループの1社であるヒューリックプロパティソリューションと業務提携を行うと同時に、資本提携を行うことで関係性をより強化することとし、2025年5月26日付で、当社とヒューリックプロパティソリューションとの間で、本資本業務提携契約を締結します。

本資本業務提携により、当社は、割当予定先であるヒューリックプロパティソリューションに当社普通株式700,000株を割り当てることを合意する予定です。ヒューリックプロパティソリューションは、本自己株式処分による株式を全て引き受ける予定です。なお、本自己株式処分の詳細につきましては、上記「第1 募集要項」をご参照ください。

また、当社の主要株主かつ筆頭株主である大和証券グループ本社は、大和証券グループ本社が保有する当社普通株式1,662,500株の全て（2025年3月31日現在の発行済株式総数13,160,300株に対する所有割合12.63%）をヒューリックプロパティソリューションに対し、市場外の相対取引により譲渡する旨の本株式譲渡契約を2025年5月26日付で締結することで本売出しを行う予定です。なお、本売出しの詳細につきましては、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照ください。本自己株式処分及び本売出しにより、割当予定先は、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社となり、その親会社のヒューリック株式会社は当社のその他の関係会社となる予定です。

また、本資本業務提携において、当社及び割当予定先は、電力事業に関する知見の相互共有、発電及び蓄電施設の案件情報の共有を通じ、脱炭素・電力事業ビジネスをより強化し、加えて人材交流の検討等に取り組み、両社にとっての新たな事業機会の発掘および事業拡大を推進していくことを想定しております。

さらに、当社は、本資本業務提携の実効性を促進するべく、本資本業務提携契約において、本自己株式処分が行われることを条件として、割当予定先に対し、当社取締役候補者1名を指名する権利を付与し、割当予定先が指名した場合には、その指名した者を取締役候補者とする取締役選任議案を、本自己株式処分の実行後最初に開催される当社の定時株主総会に上程することその他必要な手続を行うことを合意する予定です。

また、本資本業務提携契約において、本自己株式処分が行われることを条件として、当社は、株式及び新株予約権（ストックオプションを含む。）、新株予約権付社債、転換社債、新株引受権その他株式を取得することができる証券又は権利の発行、処分若しくは付与又はこれらに関する合意、その他割当先の当社に対する議決権保有割合に変動を生じる行為を決定し又は実施しようとする場合には、割当予定先に対して事前にその内容を通知し、割当予定先の書面による承諾を取得するものとする旨を合意する予定です。

なお、当社は、2025年5月26日 に開示しております「基準日後株主への議決権付与に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年5月26日開催の取締役会において、本第三者割当の実行を条件として、2025年6月26日に開催予定の定時株主総会において、ヒューリックプロパティソリューションが本第三者割当によって取得する株式に議決権を付与する旨を決議しております。

e．割当てようとする株式の数

当社普通株式 700,000株

f．株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるヒューリックプロパティソリューションより、本自己株式処分による株式の取得及び売出株式の取得は、ヒューリック・グループと当社の関係強化を目的とした投資であり、長期的に継続して保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、ヒューリックプロパティソリューションから、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対し書面により報告する旨、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

g．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるヒューリックプロパティソリューションの払込に要する財産の存在について、ヒューリックプロパティソリューションの2024年12月期決算報告書に記載の貸借対照表により、本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を保有していることを確認しております。なお、ヒューリックプロパティソリューションは、自己資金のみを以て本自己株式処分及び本売出しの払込みに要する資金等を賄うことを口頭にて確認しております。

h．割当予定先の実態

当社は、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、並びに割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり確認しております。

当社と割当予定先との間で締結する資本業務提携契約書の中で、割当予定先より「ヒューリックプロパティソリューションは、反社会的勢力ではないこと。ヒューリックプロパティソリューションと反社会的勢力との間に、直接・間接を問わず、取引、金銭の支払、便益の供与その他一切の関係又は交流がないこと。ヒューリックプロパティソリューションにおいて、反社会的勢力に属する者及び反社会的勢力との交流を持っている者が役職員等として任用又は雇用されている事実はなく、今後も行われる予定がないこと。」の表明を受けております。

また、割当予定先であるヒューリックプロパティソリューションの完全親会社のヒューリック株式会社は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書(最終更新日：2025年3月26日)」の「内部統制システム等に関する事項 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載している「反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する」との内容を確認することにより、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

当社は「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所に提出しており、当社の把握する限りにおいて、割当先、当該割当先の役員又は主要株主と暴力団等とは一切関係がないことを確認しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(2025年5月23日)から過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均223円(円未満四捨五入)といたしました。なお、当該価額は直前営業日の当社株価の終値217円に対して、2.76%のプレミアム率となっております。

上記のとおり、発行価額は、取締役会決議直前営業日に対して2.76%のプレミアム率、また、過去3ヶ月間の終値平均に対しては4.70%のディスカウント率、過去6ヶ月間の終値平均に対しては8.23%のディスカウント率となっておりますが、世界的な株価の乱高下が続く中、取締役会決議直前営業日における当社の株価のみを基準とすることは必ずしも適切ではなく、一般的な相場変動の影響を回避するために一定期間の平均値を採用することが妥当であると判断いたしました。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価を基準とすることとされておりますが、直近日または直前日までの価額または売買高の状況等を勘案し、適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額を採用することもできるとされておりますので、本第三者割当における上記発行価額の算定は、当該指針に準拠するものであり、本第三者割当は、特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、2025年5月26日開催の取締役会に出席した監査役3名全員(うち3名は社外監査役)から、上記算定根拠による発行価額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、公開市場における適当な期間の取引に基づく価額であることから適正かつ妥当であり、特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当は、2025年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数13,160,300株(総議決権数123,958個)に対する割合が5.32%(議決権保有割合5.65%)であり、本第三者割当により当社普通株式1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

しかしながら、当社は、「1 割当予定先の状況 d 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、当社とヒューリック・グループとの関係の強化は、本資本業務提携契約に基づく業務提携を確実に推進するうえで重要であり、当社の企業価値の向上に資するものと考えており、本第三者割当による割当数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であって、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ヒューリックプロパティソリューション株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号			2,362,500	18.04%
有限会社啓尚企画	東京都目黒区碑文谷3丁目8-1	1,172,000	9.45%	1,172,000	8.95%
牛嶋英揚	長野県北佐久郡軽井沢町	695,805	5.61%	695,805	5.31%
山本純也	三重県伊勢市	379,000	3.06%	379,000	2.89%
白木信一郎	東京都港区	370,000	2.98%	370,000	2.83%
小幡健太郎	東京都目黒区	330,675	2.67%	330,675	2.52%
山本真紀	三重県伊勢市	301,200	2.43%	301,200	2.30%
小倉啓満	東京都目黒区	206,900	1.67%	206,900	1.58%
本多弘明	東京都世田谷区	202,205	1.63%	202,205	1.54%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	189,900	1.53%	189,900	1.45%
計		3,847,685	31.03%	6,210,185	47.42%

- (注) 1 割当前の所有株式数及び割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年3月31日現在の株主名簿及び2025年5月26日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。
- 2 本自己株式処分に加え、2025年6月12日付で行われる本売出しを実行することにより、ヒューリックプロパティソリューションの所有株式数は、2,362,500株(23,625個)となり、本自己株式処分実施後の当社の総議決権数(130,958個)に対する所有議決権の割合は18.04%(当社の発行済株式総数(13,160,300株)に対する所有株式数の割合は17.95%)となる予定です。上表は本売出しが実行されることを前提としております。
- 3 本自己株式処分後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本自己株式処分後の総議決権数123,958個に本自己株式処分により増加する議決権7,000個を加えた数(130,958個)に対する割合です。
- 4 上記の他、当社が所有している自己株式は本自己株式処分後60,148株となります(2025年3月31日現在の保有自己株式数から算出)
- 5 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数第三位を四捨五入しております。
- 6 2025年3月31日現在、大和証券グループ本社が所有する1,662,500株(総議決権数に対する所有議決権数の割合は13.41%)は本売出しにより0株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年5月26日)現在までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断した事項であります。

2 臨時報告書の提出

第四部 組込情報の第12期有価証券報告書の提出日(2024年6月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年5月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下の通りです。

[2024年11月7日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社は、2024年11月6日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年11月6日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役として、橋本昌司及び溝淵寛明の各氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、脇一郎氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案					
橋本 昌司	49,481	34,908	0	(注)	可決 57.63
溝淵 寛明	52,766	31,623	0		可決 61.46
第2号議案					
脇 一郎	72,660	12,674	0	(注)	可決 83.71

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

[2025年4月1日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 九州再生可能エネルギー投資事業有限責任組合
住所 : 東京都品川区東五反田二丁目10番2号
無限責任組合員 : アストマックス株式会社
出資の額 : 627百万円
事業の内容 : 投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の出資の額に対する割合

異動前 : 50.04%

異動後 : %

業務執行の権限に対する割合

異動前 : 100%

異動後 : %

(注) 当該異動の対象となる特定子会社は、投資事業有限責任組合であるため、「議決権の数」及び「総株主等の議決権に対する割合」については、「出資の額に対する割合」及び「業務執行の権限に対する割合」を記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の連結子会社である九州再生可能エネルギー投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に定める当該組合の存続期間の満了に伴い、解散し、清算することといたしました。これに伴い、九州再生可能エネルギー投資事業有限責任組合は当社の特定子会社ではなくなりました。

異動の年月日

解散日 : 令和7年1月1日、清算終了日 : 令和7年3月26日

[2025年5月26日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社は、2025年5月26日開催の取締役会において、ヒューリックプロパティソリューション株式会社（以下、「ヒューリックプロパティソリューション」といいます。）との間で、同日付で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）の締結、並びにヒューリックプロパティソリューションを割当予定先とする第三者割り当てによる自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）について決議しておりますが、本資本業務提携契約において、ヒューリックプロパティソリューションが当社役員について候補者を指名する権利を有する旨の合意が含まれておりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 契約締結年月日

2025年5月26日

(2) 契約の相手方の氏名又は名称及び住所

契約の相手方の名称 ヒューリックプロパティソリューション株式会社
住所 東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号

(3) 合意の内容

当社は、本資本業務提携の実効性を促進するべく、本資本業務提携契約において、本自己株式処分が行われることを条件として、ヒューリックプロパティソリューションに対し、当社取締役候補者1名を指名する権利を付与し、ヒューリックプロパティソリューションが指名した場合には、その指名した者を取締役候補者とする取締役選任議案を、本自己株式処分の実行後最初に開催される当社の定時株主総会に上程することその他必要な手続を行うことを合意する予定です。

また、本資本業務提携契約において、本自己株式処分が行われることを条件として、当社は、株式及び新株予約権（ストックオプションを含む。）、新株予約権付社債、転換社債、新株引受権その他株式を取得することができる証券又は権利の発行、処分若しくは付与又はこれらに関する合意、その他ヒューリックプロパティソリューションの当社に対する議決権保有割合に変動を生じる行為を決定し又は実施しようとする場合には、ヒューリックプロパティソリューションに対して事前にその内容を通知し、ヒューリックプロパティソリューションの書面による承諾を取得するものとする旨を合意する予定です。

(4) 合意の目的

当社は、現在も取引のあるヒューリック株式会社並びにその子会社及び関連会社（以下、総称して「ヒューリック・グループ」という。）と、当社並びにその子会社及び関連会社（以下、総称して「当社グループ」という。）が、それぞれ有する専門性及び経営資源を相互に活用することにより、電力事業等を発展させることを目的に、ヒューリック・グループの1社であるヒューリックプロパティソリューションと業務提携を行うと同時に、資本提携を行うことで関係性をより強化することを目的としております。

(5) 取締役会における検討状況その他の提出会社における合意に係る意思決定の過程

当社は、2021年11月25日に開示を行った中期ビジョン2025に基づき、総合エネルギー事業への転換を図り、着実に事業規模の拡大を進めてまいりました。当該施策の一環として、新たな取引先のうち複数社と資本業務提携の交渉を行う機会がありました。

そのような状況下、取引先の一つであるヒューリック・グループの行う小売電気事業に係る業務代行、系統用蓄電池事業の開発、など、ヒューリック・グループと協同してビジネスを展開する機会が増えてまいりましたため、ヒューリック・グループとの関係性の一層の強化とそれぞれの有する専門性及び経営資源を相互活用について、2025年3月頃から繰り返し面談を行い、業務提携についての方向性と資本提携の可能性について協議を重ねてまいりました。

その結果、ヒューリック・グループの1社であるヒューリックプロパティソリューションからの役員派遣を通じた人的関係の強化を行うことがヒューリック・グループとのビジネスシナジーを最大限発揮することに資するという結論に至りましたので、前記(3)の合意を本資本業務提携契約の内容に含むことといたしました。

(6) 合意が提出会社の企業統治に及ぼす影響

当社は、当該合意が当社の企業統治に及ぼす影響は軽微であると考えております。その理由は、前記(4)及び(5)に記載の通り、本資本業務提携は当社とヒューリック・グループのそれぞれが有する専門性及び経営資源を相互に活用することにより電力事業等を発展させることを目的としており、当該合意は目的を効率的に達成するための人的交流の促進と人的関係の強化に繋がることから、当社の企業価値向上とそれによる株主共同の利益の拡大に資するものと認識しております。

以上

3 最近の業績の概要

第13期連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の業績の概要

2025年5月15日に公表した第13期連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。また、当該連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規程に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,667,154	2,747,397
営業未収入金	1,146,794	1,597,741
商品及び製品	21,945	14,085
リース債権及びリース投資資産	297,778	270,693
差入保証金	2,231,693	3,704,745
自己先物取引差金	281,658	93,422
その他	148,539	210,462
貸倒引当金	11,944	14,037
流動資産合計	7,783,619	8,624,511
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	494,579	534,579
減価償却累計額	304,356	337,722
建物及び構築物（純額）	190,223	196,857
機械及び装置	3,757,863	4,427,667
減価償却累計額	1,759,136	2,019,365
機械及び装置（純額）	1,998,727	2,408,302
車両運搬具	1,840	1,840
減価償却累計額	1,447	1,559
車両運搬具（純額）	393	280
器具及び備品	46,055	47,513
減価償却累計額	36,289	39,512
器具及び備品（純額）	9,765	8,000
土地	480,456	492,744
建設仮勘定	2,902,871	2,653,325
有形固定資産合計	5,582,437	5,759,510
無形固定資産		
その他	39,845	38,466
無形固定資産合計	39,845	38,466
投資その他の資産		
投資有価証券	790,345	447,223
出資金	40,360	40,277
長期差入保証金	47,788	33,021
その他	5,809	16,530
投資その他の資産合計	884,303	537,053
固定資産合計	6,506,587	6,335,030
繰延資産		
開業費	27	20
社債発行費	3,673	1,991
繰延資産合計	3,700	2,011
資産合計	14,293,907	14,961,553

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	402,252	813,657
短期借入金	1,043,756	908,650
短期社債	-	700,000
1年内返済予定の長期借入金	292,770	394,110
1年内償還予定の社債	1,040,000	30,000
1年内返還予定の預り保証金	519,073	673,907
自己先物取引差金	331,634	1,508,615
リース債務	5,300	5,300
未払金	76,967	210,881
未払費用	29,030	27,499
未払法人税等	82,538	13,395
賞与引当金	30,263	29,989
インセンティブ給引当金	18,845	15,719
訴訟損失引当金	23,000	-
修繕引当金	13,100	-
その他	487,407	354,907
流動負債合計	4,395,940	5,686,634
固定負債		
社債	70,000	40,000
長期借入金	1,844,244	2,178,812
リース債務	18,108	12,808
繰延税金負債	16,360	19,021
修繕引当金	116,884	112,746
製品保証引当金	1,851	1,851
資産除去債務	258,210	260,473
長期預り金	1,493,341	1,497,972
その他	110,344	109,138
固定負債合計	3,929,346	4,232,826
負債合計	8,325,287	9,919,460
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,013,545	2,013,545
資本剰余金	2,905,443	2,742,305
利益剰余金	721,161	487,698
自己株式	214,445	201,812
株主資本合計	5,425,705	5,041,737
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	1,285	355
その他の包括利益累計額合計	1,285	355
非支配株主持分	541,628	-
純資産合計	5,968,619	5,042,093
負債純資産合計	14,293,907	14,961,553

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業収益		
再生可能エネルギー関連事業収益	835,722	666,982
電力取引関連事業収益	7,910,760	12,855,672
小売事業収益	5,585,325	6,858,921
アセット・マネジメント事業収益	186,652	195,661
ディーリング事業収益	337,287	89,441
営業収益合計	14,855,748	20,666,678
営業費用	14,175,749	20,843,397
営業利益又は営業損失（ ）	679,999	176,718
営業外収益		
受取配当金	-	2,200
持分法による投資利益	-	886
受取保険金	29,186	14,228
補助金収入	1,560	201
投資有価証券売却益	-	151,255
その他	1,130	1,703
営業外収益合計	31,876	170,474
営業外費用		
支払利息	63,362	82,279
資金調達費用	36,076	28,923
持分法による投資損失	63,399	-
支払保証料	23,527	19,685
その他	12,997	8,919
営業外費用合計	199,364	139,807
経常利益又は経常損失（ ）	512,511	146,051
特別利益		
国庫補助金	18,702	-
訴訟損失引当金戻入額	-	21,190
特別利益合計	18,702	21,190
特別損失		
固定資産圧縮損	18,596	-
修繕引当金繰入額	13,100	-
子会社株式売却損	-	9,685
特別損失合計	31,696	9,685
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	499,516	134,546
法人税、住民税及び事業税	93,567	6,914
法人税等調整額	31,851	3,071
法人税等合計	61,716	9,986
当期純利益又は当期純損失（ ）	437,800	144,532
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失（ ）	7,216	2,462
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	445,016	146,994

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
	当期純利益又は当期純損失 ()	437,800
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,487	929
その他の包括利益合計	8,487	929
包括利益	446,287	145,461
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	453,503	147,923
非支配株主に係る包括利益	7,216	2,462

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	2,013,545	2,909,241	366,437	80,151	5,209,072	7,201	7,201	561,487	5,763,358
当期変動額									
剰余金の配当			90,292		90,292				90,292
親会社株主に帰属する 当期純利益			445,016		445,016				445,016
自己株式の取得				149,997	149,997				149,997
自己株式の処分		3,797		15,704	11,906				11,906
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						8,487	8,487	19,858	11,371
当期変動額合計	-	3,797	354,724	134,293	216,632	8,487	8,487	19,858	205,261
当期末残高	2,013,545	2,905,443	721,161	214,445	5,425,705	1,285	1,285	541,628	5,968,619

当連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	2,013,545	2,905,443	721,161	214,445	5,425,705	1,285	1,285	541,628	5,968,619
当期変動額									
剰余金の配当			86,468		86,468				86,468
親会社株主に帰属する 当期純損失 ()			146,994		146,994				146,994
自己株式の処分		1,377		12,633	11,255				11,255
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動		161,761			161,761				161,761
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						929	929	541,628	542,558
当期変動額合計	-	163,138	233,463	12,633	383,968	929	929	541,628	926,526
当期末残高	2,013,545	2,742,305	487,698	201,812	5,041,737	355	355	-	5,042,093

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	499,516	134,546
減価償却費	276,327	313,237
賞与引当金の増減額(は減少)	324	273
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	-	23,000
インセンティブ給引当金の増減額(は減少)	10,567	3,126
受取利息及び受取配当金	26	2,616
支払利息	63,362	82,279
持分法による投資損益(は益)	63,399	886
投資有価証券売却損益(は益)	7,048	151,255
関係会社株式売却損益(は益)	-	9,685
補助金収入	18,702	-
固定資産圧縮損	18,596	-
差入保証金の増減額(は増加)	83,845	1,464,554
未収入金の増減額(は増加)	350,304	449,533
未収消費税等の増減額(は増加)	1,416	6,458
未払消費税等の増減額(は減少)	19,847	64,616
未払金の増減額(は減少)	249,943	416,357
未払費用の増減額(は減少)	2,652	602
預り金の増減額(は減少)	26,885	2,571
長期預り金の増減額(は減少)	-	4,630
預り保証金の増減額(は減少)	257,513	154,834
自己先物取引差金(借方)の増減額(は増加)	56,672	1,365,216
リース債権及びリース投資資産の増減額(は増加)	3,416	27,084
リース債務の増減額(は減少)	23,409	5,300
その他	87,665	54,247
小計	618,273	132,353
利息及び配当金の受取額	35	2,610
利息の支払額	62,020	83,941
法人税等の支払額	34,792	110,604
補助金の受取額	18,702	-
法人税等の還付額	70,017	1,484
営業活動によるキャッシュ・フロー	610,214	58,097

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	301,000	14,419
投資有価証券の売却による収入	-	450,000
投資有価証券の償還による収入	81,579	55,406
有形固定資産の取得による支出	283,052	403,831
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形固定資産の取得による支出	13,241	13,869
差入保証金の回収による収入	50	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	101,194
その他	306	2,510
投資活動によるキャッシュ・フロー	515,971	30,418
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,903,000	6,821,523
短期借入金の返済による支出	2,923,226	6,956,629
長期借入れによる収入	200,000	760,000
長期借入金の返済による支出	249,082	324,092
社債の発行による収入	-	700,000
社債の償還による支出	40,000	1,040,000
自己株式の取得による支出	149,997	-
配当金の支払額	89,899	86,190
非支配株主への配当金の支払額	12,642	79,156
非支配株主への払戻による支出	-	626,695
財務活動によるキャッシュ・フロー	638,152	831,240
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	732,403	919,756
現金及び現金同等物の期首残高	2,934,750	3,667,154
現金及び現金同等物の期末残高	3,667,154	2,747,397

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：6社(前連結会計年度 8社)

連結子会社の名称：アストマックスえびの地熱株式会社
アストマックス・エネルギー株式会社
株式会社八戸八太郎山ソーラーパークSouth(匿名組合)
合同会社あくとソーラーパーク(匿名組合)
くまもとんソーラープロジェクト株式会社(匿名組合)
合同会社GreenPower(匿名組合)

当連結会計年度において、連結子会社であった九州再生可能エネルギー投資事業有限責任組合は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。なお、連結の範囲から除外するまでの期間損益は連結財務諸表に含めております。

当連結会計年度において、連結子会社であったアストマックス・ファンド・マネジメント株式会社は、実質的に支配していると認められなくなったため、連結の範囲から除外しております。なお、連結の範囲から除外するまでの期間損益は連結財務諸表に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社
関連会社の名称 合同会社新川
合同会社ACE(匿名組合)

当連結会計年度において、当社が新たに出資した合同会社ACEを営業者とする匿名組合を、持分法適用会社の範囲に含めております。

当連結会計年度において、持分法適用会社であった千歳蓄電所合同会社を営業者とする匿名組合契約の全持分を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法

当社企業グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

再生可能エネルギー関連事業では、設備売却を含む再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を行っております。

電力取引関連事業では、小売電気事業者への電力取引の提供、需給管理業務を中心とした業務代行サービスの提供を行っております。

小売事業では、特別高圧・高圧市場の顧客へ電力販売を行い、連結子会社では個人を中心とする低圧市場の顧客へ電力とガスの販売を行っております。

アセット・マネジメント事業では、当社と連結子会社が推進し、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの営業者としてファンド運営業務等を行っております。

ディーリング事業では、OSE、TOCOM、CME、ICE、INE等、国内外の主要取引所において商品先物を中心に、株価指数等の金融先物を取引対象とした自己勘定取引を行っております。

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。また、セグメント間の内部営業収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					
	再生可能 エネルギー 関連事業	電力取引 関連事業	小売 事業	アセット・ マネジメン ト 事業	ディーリング 事業	合計
営業収益						
外部顧客への 営業収益	835,722	7,910,760	5,585,325	186,652	337,287	14,855,748
セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	48,170	244,437	2,881	-	-	295,489
計	883,892	8,155,197	5,588,207	186,652	337,287	15,151,237
セグメント利益 又は損失()	126,909	382,175	124,527	3,896	14,124	623,384
その他の項目						
減価償却費	254,586	20	12,442	-	20	267,069
受取利息	3	0	21	-	0	25
支払利息	26,031	509	11,777	-	24,568	62,887
持分法による 投資損失()	63,399	-	-	-	-	63,399
特別利益	18,702	-	-	-	-	18,702
(国庫補助金)	18,702	-	-	-	-	18,702
特別損失	31,696	-	-	-	-	31,696
(固定資産 圧縮損)	18,596	-	-	-	-	18,596
(修繕引当金 繰入額)	13,100	-	-	-	-	13,100

(単位：千円)

	調整額	連結財務 諸表 計上額
営業収益		
外部顧客への 営業収益	-	14,855,748
セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	295,489	-
計	295,489	14,855,748
セグメント利益 又は損失()	110,873	512,511
その他の項目		
減価償却費	9,257	276,327
受取利息	0	26
支払利息	475	63,362
持分法による 投資損失()	-	63,399
特別利益	-	18,702
(国庫補助金)	-	18,702
特別損失	-	31,696
(固定資産 圧縮損)	-	18,596
(修繕引当金 繰入額)	-	13,100

(注) 1 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 110,873千円には、セグメント間取引消去 10,800千円、全社収益 3,518千円及び全社費用 125,191千円が含まれております。全社収益及び全社費用は、各報告セグメントに帰属しない親会社の収益及び費用であり、各報告セグメントに配分していない金額であります。
- (2) 減価償却費の調整額 9,257千円は、各報告セグメントに帰属しない親会社に係る金額であります。
- (3) 受取利息の調整額 0千円には、セグメント間取引消去 2,827千円及び各報告セグメントに帰属しない親会社に係る金額 2,828千円が含まれております。
- (4) 支払利息の調整額 475千円には、セグメント間取引消去 2,827千円及び各報告セグメントに帰属しない親会社に係る金額 3,303千円が含まれております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					
	再生可能 エネルギー 関連事業	電力取引 関連事業	小売 事業	アセット・ マネジメン ト 事業	ディーリング 事業	合計
営業収益						
外部顧客への 営業収益	666,982	12,855,672	6,858,921	195,661	89,441	20,666,678
セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	72,412	196,916	2,886	-	-	272,215
計	739,395	13,052,589	6,861,807	195,661	89,441	20,938,894
セグメント利益 又は損失()	135,696	101,010	158,452	36,565	231,480	1,776
その他の項目						
減価償却費	290,050	553	14,246	-	20	304,871
受取利息	226	-	139	-	-	365
支払利息	36,336	1,338	16,164	-	27,204	81,044
持分法による 投資利益	886	-	-	-	-	886
特別利益	-	-	21,190	-	-	21,190
(訴訟損失引当金 戻入額)	-	-	21,190	-	-	21,190
特別損失 (子会社株式売却 損)	-	-	-	9,685	-	9,685
	-	-	-	9,685	-	9,685

(単位:千円)

	調整額	連結財務 諸表 計上額
営業収益		
外部顧客への 営業収益	-	20,666,678
セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	272,215	-
計	272,215	20,666,678
セグメント利益 又は損失()	144,275	146,051
その他の項目		
減価償却費	8,366	313,237
受取利息	50	415
支払利息	1,234	82,279
持分法による 投資利益	-	886
特別利益	-	21,190
(訴訟損失引当金 戻入額)	-	21,190
特別損失 (子会社株式売却 損)	-	9,685
	-	9,685

(注) 1 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 144,275千円には、セグメント間取引消去 10,800千円、全社収益 6,450千円及び全社費用 161,525千円が含まれております。全社収益及び全社費用は、各報告セグメントに帰属しない親会社の収益及び費用であり、各報告セグメントに配分していない金額であります。
- (2) 減価償却費の調整額 8,366千円は、各報告セグメントに帰属しない親会社に係る金額であります。
- (3) 受取利息の調整額 50千円には、セグメント間取引消去 6,163千円及び各報告セグメントに帰属しない親会社に係る金額 6,213千円が含まれております。
- (4) 支払利息の調整額 1,234千円には、セグメント間取引消去 6,163千円及び各報告セグメントに帰属しない親会社に係る金額 7,397千円が含まれております。

（関連情報）

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

ディーリング事業における営業収益

(単位：千円)

日本	海外	合計
223,687	560,974	337,287

(注) 同事業の営業収益は、国内外の裁定取引等を行うディーリング事業から生じたものであり、ディーリング事業については、特定の国または地域における事業から収益を獲得している取引ではありません。

また、発注先が海外である先物取引等から発生する営業収益を海外の区分として記載しております。

アセット・マネジメント事業における営業収益

(単位：千円)

日本	海外	合計
186,652	-	186,652

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

再生可能エネルギー関連事業における営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

電力取引関連事業における営業収益

(単位：千円)

日本	海外	合計
8,015,676	104,916	7,910,760

(注) 同事業の海外営業収益は、燃料価格の変動をヘッジする目的で、原油先物の取引を行っておりますが、特定の国または地域における事業から収益を獲得している取引ではありません。

また、発注先が海外である先物取引等から発生する営業収益を海外の区分として記載しております。

小売事業における営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
A社	2,758,239	電力取引関連事業

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

ディーリング事業における営業収益

(単位：千円)

日本	海外	合計
108,640	198,082	89,441

(注) 同事業の営業収益は、国内外の裁定取引等を行うディーリング事業から生じたものであり、ディーリング事業については、特定の国または地域における事業から収益を獲得している取引ではありません。

また、発注先が海外である先物取引等から発生する営業収益を海外の区分として記載しております。

アセット・マネジメント事業における営業収益

(単位：千円)

日本	海外	合計
195,661	-	195,661

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

再生可能エネルギー関連事業における営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

電力取引関連事業における営業収益

(単位：千円)

日本	海外	合計
12,849,412	6,260	12,855,672

(注) 同事業の海外営業収益は、燃料価格の変動をヘッジする目的で、原油先物の取引を行っておりますが、特定の国または地域における事業から収益を獲得している取引ではありません。

また、発注先が海外である先物取引等から発生する営業収益を海外の区分として記載しております。

小売事業における営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
A社	4,660,059	電力取引関連事業

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	439.34円	406.62円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	34.67円	11.87円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	-円	-円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	445,016	146,994
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	445,016	146,994
普通株式の期中平均株式数(株)	12,835,746	12,385,058

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	5,968,619	5,042,093
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	541,628	-
(うち非支配株主持分)(千円)	(541,628)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	5,426,990	5,042,093
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	12,352,659	12,400,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第13期中)	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見 将史
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 義大
--------------------	-------	-------

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアストマックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

地熱発電開発事業に関連する固定資産の減損の兆候判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおり、会社の当連結会計年度の連結貸借対照表には、連結子会社であるアストマックスえびの地熱株式会社が宮崎県において開発を進める地熱発電開発事業に関連する固定資産（建設仮勘定2,278,352千円、建物及び構築物418千円）が計上されている。</p> <p>会社は、「中期ビジョン2025」の目標に掲げている「総合エネルギー事業会社への変革」の一環として、ベースロード電源である地熱を利用した発電事業を、再生可能エネルギー関連事業の新たな中核の一つとなるようパートナー企業とともに進めている。井戸の掘削は過年度に完了し、現在、系統連系の確保に取り組んでいる。地熱発電開発事業の資産グループについては、事業の開発段階であるため、会社は事業計画とその進捗状況等に基づき、減損の兆候判定をしている。</p> <p>事業計画は、系統連系の方法、当局や地元自治体等からの許認可、発電所の設計内容に応じた建設工事コスト、発電所の運転開始時期、蒸気や熱水の噴出量に基づく発電量、設計出力による貯留層への影響、出力制御を加味した売電量、FIP制度（フィードインプレミアム制度）等の電力単価に関連する規制、発電所稼働後の運転コスト等の仮定に基づき策定されている。地熱発電開発事業は開発期間が長期にわたるため、当該事業に関連する経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みがある場合には、減損の兆候が生じる可能性が存在する。</p> <p>このような減損の兆候判定に利用される事業計画は、当該事業に関連する経営環境の変化に応じて更新され、経営者の高度な判断を伴う重要な仮定が含まれている。事業計画は長期にわたるため当該仮定は不確実性が高く、投資が多額となるため減損が生じた場合の金額的重要性も大きくなる。</p> <p>以上を踏まえ、当監査法人は、地熱発電開発事業に関連する固定資産の減損の兆候判定に利用される事業計画の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地熱発電開発事業に関連する固定資産について、減損の兆候判定に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、当該事業に関連する経営環境の変化に応じて更新された事業計画の承認に係る統制に焦点を当てた。 事業計画変更の要因となる重要な仮定に影響を及ぼすリスクの有無を識別するため、地熱発電開発事業に関連する会社及び連結子会社の取締役会議事録等を閲覧した。 事業計画の基礎となる重要な仮定の合理性を確かめるため、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> (1)事業計画の遂行に必要な系統連系の方法、許認可の状況、発電所の建設工事コスト等を理解するため、経営管理者及び担当部署への質問と関連資料の閲覧を実施した。 (2)事業計画に使用された発電所の設計内容に応じた建設工事コスト、発電所の運転開始時期、蒸気や熱水の噴出量に基づく発電量、設計出力による貯留層への影響等の仮定の合理性を確かめるため、経営者が利用した外部専門家の適性、能力及び客観性を評価した上で、外部専門家への質問を実施した。 (3)事業計画に使用された出力制御を加味した売電量、電力単価、発電所稼働後の運転コストに関して経営者が採用した見積りの仮定の合理性を評価するため、利用可能な外部情報との整合性を確かめた。 工事の進捗状況や現地の環境が経営者の仮定と整合しているか評価するため、現場視察を実施した。 当該地熱発電開発事業の事業計画の精度を評価するため、事業計画と当連結会計年度末時点の工事実績を比較し遡及的な検討を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連

結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アストマックス株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アストマックス株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 将史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義大

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアストマックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式を222,515千円計上しており、財務諸表の「注記事項（有価証券関係）」に記載されているとおり、当該関係会社株式は市場価格のない株式に該当する。当該関係会社株式には、アストマックスえびの地熱株式会社に係る子会社株式222,515千円が含まれている。</p> <p>関係会社株式の評価に関する見積りにおいて、財務諸表の「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおり、会社は、市場価格のない関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により当該株式の実質価額が著しく低下したときは、事業計画等を基礎として回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかを判断し、減損処理の要否を決定している。</p> <p>子会社のアストマックスえびの地熱株式会社は、地熱発電開発事業を推進しており、主な資産は建設仮勘定等の固定資産2,278,770千円である。アストマックスえびの地熱株式会社における固定資産の減損の兆候判定は、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項「地熱発電開発事業に関連する固定資産の減損の兆候判定」に記載のとおり、経営者の高度な判断を伴う仮定に基づき策定された事業計画とその進捗状況等により判断されており、開発期間が長期にわたるため不確実性が高い。また、投資額が多額となるため、当該固定資産の減損損失が計上された場合、アストマックスえびの地熱株式会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下する可能性がある。</p> <p>以上を踏まえ、当監査法人は、アストマックスえびの地熱株式会社に係る関係会社株式の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場価格のない関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・ アストマックスえびの地熱株式会社の株式の取得原価と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討し経営者による減損処理の要否に関する判断の妥当性を評価した。 ・ アストマックスえびの地熱株式会社の実質価額の算定に重要な影響を与える固定資産の減損の兆候判定に関する経営者の判断の妥当性を評価するため、連結財務諸表に関する監査上の主要な検討事項「地熱発電開発事業に関連する固定資産の減損の兆候判定」に記載の監査上の対応を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基

づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月13日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鶴見 将史

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤井 義大

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアストマックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手すると判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。